

## 高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱（団体用）

### （目的）

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫を保護し、不妊又は去勢の手術及びマイクロチップの装着（以下「手術等」という。）を受けさせて室内飼養する新しい飼い主を探す団体に対し、予算の範囲内において高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、飼い主のいない猫の繁殖の抑制による個体数の減少及び猫のふん尿による被害等の削減を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

### （助成対象者）

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる団体は、市内で活動する団体のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 構成員が2人以上いること（同一世帯の者のみで構成されている場合を除く。）。
- （2） 代表者が市内に住所を有していること。
- （3） 市内に生息する飼い主のいない猫（以下「対象猫」という。）を保護し、手術等を受けさせ、室内飼養をする新しい飼い主を探す団体であること。
- （4） 政治的活動、宗教的活動又は営利活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （5） 法令又は公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- （6） 暴力団等（高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）と関係する団体でないこと。

2 前項第1号に規定する構成員及び同項第2号に規定する代表者は、前条に規定する団体と同様の活動を行う他の団体に所属していることを防げない。ただし、第7条第1項に規定する助成金の交付の申請に当たっては、同一の者が複数の団体の構成員又は代表者として重複して申請に関与することはできない。

### （助成対象費用）

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる費用は、対象猫への手術等に要する費用とする。

### （助成金の額）

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、手術等に要した費用の額が当該各号に定める額に達しないときは、当該手術等に要した費用の額とする。

- （1） 不妊手術の場合 猫1匹につき10,000円
- （2） 去勢手術の場合 猫1匹につき5,000円

### （承認申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「助成申請者」という。）は、あらかじめ、高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成団体承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- （1） 構成員名簿
- （2） 規約、活動実績等活動内容が分かる書類

2 前項の規定により承認を受けた団体に係る当該承認の有効期間は、当該承認を受けた日の属する年

度の末日までとする。

(承認の決定)

第6条 市長は、前条の規定により承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認とすることを決定したときは高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成団体承認通知書(様式第2号)により、不承認とすることを決定したときは高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成団体不承認通知書(様式第3号)により、その旨を当該助成申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の申請)

第7条 前条の規定により承認の決定を受けた助成申請者(以下「助成団体」という。)は、対象猫に手術等を受けさせる前に、高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付申請書(様式第4号)に管理する対象猫の台帳(当該対象猫の写真が併せて掲載されているものに限る。)を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請において申請することができる対象猫の数は、申請1回につき5匹を上限とする。

3 第1項の規定による申請の期限は、当該年度の1月31日とする。

(助成金の交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成することを決定したときは、高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書(様式第5号)により、当該助成団体に通知するものとする。

(手術等の実施等)

第9条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、速やかに当該交付決定に係る対象猫に手術等を受けさせなければならない。

2 交付決定団体は、交付決定を受けた全ての対象猫について、手術等を受けさせ、かつ、新しい飼い主への譲渡が確認できた場合に限り、次に手術等を予定する対象猫についての第7条第1項の規定による申請をすることができる。

(実績報告)

第10条 市長は、交付決定団体が前条第1項の規定により対象猫に手術等を受けさせたときは、当該手術等の完了の日から30日以内又は交付決定をした日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金実績報告書(様式第6号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、提出させるものとする。

(1) 領収書等の支払の事実を証する書類

(2) 飼い主のいない猫不妊・去勢手術処置証明書(様式第7号)

(3) 譲渡に係る誓約書(様式第8号)の写し(対象猫を譲渡した場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、その内容を審査し交付すべき助成金の額を確定し、その旨を高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付確定通知書(様式第9号)

により、報告書を提出した交付決定団体に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第8条第2項の規定により通知した助成金の額と前項の規定により確定した助成金の額が同額の場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

(助成金の交付)

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成金を交付するものとする。

2 前条第1項の規定による通知を受けた交付決定団体が前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、速やかに高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金請求書(様式第10号)を提出するものとする。

(助成の辞退)

第13条 交付決定団体が事情により助成金の交付を辞退するときは、高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付辞退申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定をしてから3か月を経過しても交付決定団体が報告書を提出せず、かつ、報告書の提出及び手術等の実施を催促してもこれらに応じないときは、交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第15条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 対象猫について、室内での終生飼養が行われていないことが判明したとき。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。